

予防ワクチン接種と法

川 本 哲 郎

1. はじめに
2. ワクチン接種を巡る現状
 - (1) 法の立場
 - (2) 国と地方自治体の立場
 - (3) 国民の意見
3. ワクチン接種の勧奨
 - (1) 自己決定権
 - (2) ワクチン接種の義務化
 - (3) ワクチン接種に対する褒賞と不利益
 - (4) ワクチン・パスポート
 - (5) ワクチン・ハラスメント
 - (6) ワクチン接種の得失
 - (7) 公衆衛生
4. ワクチン接種勧奨の方策
 - (1) 利点の周知に向けた広報
 - (2) 副反応などに対する情報公開と説明
5. おわりに

1. はじめに

2021年7月26日に、我が国において、予防ワクチン（以下ではワクチンと表記する）接種の証明書が発行されることとなり、受け付けが開始された。外国では、英米においても同様の試みが行われているし、27国が参加する欧州連合（EU）は、8月1日に、「EU デジタルコロナ証明書」の運用を正式に開始した¹⁾。

1) 朝日新聞夕刊2021年7月26日。

我が国では、2021年6月から一般の国民に対してワクチンの接種が開始され、東京都においてオリンピックが7月に開催されたこともあり、また新型コロナウイルス感染症（以下では新型コロナと略称）の感染の拡大がみられるようになったことから、接種の普及が推進されているところである。

しかしながら、我が国よりもワクチン接種が先行している諸国においても、集団免疫（社会全体の感染症に対する抵抗力）²⁾を獲得するには至っておらず、様々な対策が講じられているのが現状である。そして、その中には、「ワクチン接種が任意である」という意味が正確に理解されていないために、人権侵害につながるような事態も散見される。我が国の場合には、2021年9月末の時点で、まだ、希望者全員が接種したという段階に達していないので、問題が顕在化していないが、ワクチン接種が順調に進行していけば、そのような事態が出現する可能性は否定できないであろう。したがって、本稿では、改めて、「ワクチン接種の任意性」についての理解を深めることを目指して、若干の検討を行いたい。

2. ワクチン接種を巡る現状

(1) 法の立場

憲法25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということは、国民の生存権を規定したものとして、有名なものであるが、同条2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」については、学校教育においても、それ程詳しく取り上げられていないようである。とくに、

2) 集団免疫がワクチン接種によって高まれば、社会全体が感染症から防衛されることになる。厚生労働省は、新型コロナワクチン Q & A において、「人口の一定割合以上の人が免疫を持つと、感染患者が出ても、他の人に感染しにくくなることで、感染症が流行しなくなる状態のこと」としている。これによって、社会全体が感染症から守られることになるというのである。厚生省のホームページ参照。

「公衆衛生の向上及び増進」は、保健体育の問題であるから、生徒全般の関心は高くないし、まして、感染症に関わる公衆衛生の問題は、重大な感染症が発生するのが稀であることから、生徒ひいては国民全体の関心を集めてこなかったのは、ある意味では当然であったと考えられる。

次に、予防接種法を見てみると、法律の目的は、「伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与すること」であり（1条）、予防接種については、「受けるように努めなければならない」と定められている（9条）。これは努力義務といわれるものであり、通常の「義務」とは異なり、違反しても、刑罰などの制裁が課されることはない。事業主に対して努力義務を課すときは、違反した場合に行政機関による指導が行われることがあるので、協力を得るために、一定程度の圧力がかかることがあるが、本条の場合は、「予防接種の対象者」に対する努力義務であるから、法の実効性は高くないものとなっている。

(2) 国と地方自治体の立場

予防接種は、感染の拡大を抑えるための大きな切り札として、政府と地方自治体によって勧奨されている。予防接種については、かつては義務化されており、1948年制定の予防接種法では、予防接種の義務が規定され、違反者には3000円以下の罰金が科されることになっていた。また、学校において集団接種も行われていたので、接種率が高かったが、その後、予防接種による生命・身体・健康の被害が発生し、大きな問題となったために、1976年に、予防接種を受ける義務等違反に対する罰則規定は削除された³⁾。したがって、現在では努力義務になっており、政府も、厚生労働省の「新型コロナワクチンQ & A」において、以下のような説明を行っている。まず、「努力義務とは？」という質問に対して、予防接種法9条の努力義務とは、「義務とは異なります。

3) 詳しくは、竹中勲「予防接種強制制度の合憲性と予防接種健康被害に対する憲法上の救済権」同志社法学60巻5号（2008年）1頁以下参照。

接種は強制ではなく、最終的には、あくまでも、ご本人が納得した上で接種をご判断いただくこととなります」と答え、次に、「接種は受けなくてもよいか」という問いに対しては、「新型コロナワクチンについては、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆様にお勧めしています。・・・接種を強制することはありません。また、受ける方の同意なく、接種が行われることはありません」という回答を示している。さらに、厚生労働省の「ワクチンQ & A」においても、「接種は強制でなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。…予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています」という見解が提示されている⁴⁾。

(3) 国民の意見

ワクチン接種については複数のアンケートが実施されている。それらを見ても、①2021年6月25日に公表された、国立精神・神経医療研究センターの調査によれば、ワクチン忌避者は全体の約1割であり、忌避の理由の約7割を「副反応に対する心配」が占めていた⁵⁾。②大阪府が2021年1月に実施したアンケートでは、ワクチン接種を希望する人の割合は約6割であったことが報告されている⁶⁾。また、③2021年5月に実施された地域SNSの調査でも、ワクチン接種を希望する者の割合は約6割となっている。ここでは、子供へのワクチン接種の意向が問われており、「接種させたくない」とする回答が17%を占めた。その理由の上位を占めたのは、「ワクチンの安全性」82%。「副反応が怖い」79%、「ワクチンの有効性に疑問」36%などであった。また、ワクチンを接種させることで不安を感じる要素については、「副反応」

4) 厚生労働省のホームページ参照。

5) 国立精神・神経医療研究センターのホームページ参照。JLII.COM2021年7月5日参照。

6) 大阪府のホームページ参照。

が83%で、2位の「会場での感染リスク」の33%よりも格段に多い結果となっていた⁷⁾。

3. ワクチン接種の勧奨

(1) 自己決定権

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。そこから、自己決定権が導かれる。とくに最近では、「患者」の自己決定権が取り上げられることが多い。新型コロナの場合も、強制入院（隔離）の問題が論じられているが、本稿の検討の対象となっている予防接種は、「患者に対する治療」ではないので、事情は異なるけれども、理解を深めるために、強制治療と比較して、考えていきたい。ここで使用されている「強制」という用語には、2種類の意味がある。一つは文字通り、患者の意思に反して強制するもので、隔離・拘束という手段が採用される。医療の分野において強制治療が行われているのは精神科と感染症科だけであるが、そこでは、患者を物理的に隔離・拘束することが行われている。とくに精神科では、閉鎖処遇が実施されており、病棟や病室に施錠する場合がある。感染症科の場合は、逃亡防止の手段をとる必要性が高くなかったため、そのような処置が行われていなかったが、今回の新型コロナに関しては、強制入院に加えて、宿泊療養・自宅療養という処置がとられることになったために、逃走する事例が発生したことなどから、2021年2月の感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の改正によって、（強制）「措置入院した者がその入院期間中に

7) PIAZZA のホームページ [https://prtimes.jp] 参照。2021年2月に実施された意識調査でも、ワクチン接種を希望する者は全体の62.8%にとどまっている。(https://kyodonewsprwire.jp/release/202103282912)

逃げたとき又は入院の措置を実施される者が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったときは50万円以下の過料に処する」こととされたのである。

「強制」という言葉で表現される第2の例は、刑罰などを科すことによって命令や義務等の履行を確保することである。上に述べた強制入院の際の違反行為の処罰に加えて、2021年2月の特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）改正によって、飲食店の時短命令違反に対して20万—30万円の過料を科すこととされたが、それについて、厚生労働省は、入院措置に対する協力や飲食店への時短営業要請の「実効性を高める」ための措置である⁸⁾としている。しかし、このことは、「強制力を高める」と表現されることがあり、国民の誤解を生む原因となっている。つまり、時短営業を要請するだけでは、「単なるお願い」であり、強制力に欠けるという批判があったことから、違反行為に罰則を科すという改正が行われたわけである。しかし、その過程で、刑事制裁として、罰金刑ではなく過料が選択されたために、「強制力」はそれほど高まらなかったため、過料を納付しても通常の営業を継続するという店舗が出現することになっているのが現状であるから、実効性はそれほど高まっていない。2021年7月に政府が、酒類提供の停止に応じない飲食店対策として、金融機関や酒類販売事業者などに対して協力を依頼するという案を提示して、数日後に撤回するという事態が生じたが、この目的も、政府の要請の「実効性を高めること」にあったわけであり、特措法の改正の内容が不十分であったところから、罰則によって強制力が担保されるという状態が実現できなかったことに遠因があるように思われる。いずれにせよ、以上のように、強制や義務などの言葉の意味が確定されないまま使用されているのは問題であろう。

(2) ワクチン接種の義務化

ワクチンの接種が集団免疫を得るほどに進まないところから、外国では、

8) 厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンQ & A」9頁。

「ワクチン接種の義務化」という動きが生じている。フランスでは、2021年9月15日以降、「病院や診療所、高齢者・障害者施設で働く医療従事者や介護スタッフ、高齢者や基礎疾患がある人と接触するすべての人に対して、ワクチン接種を義務付ける」とし、ワクチン未接種の場合は罰則が科される⁹⁾。アメリカ合衆国においても、連邦の職員にワクチン接種を義務化するとされている。しかし、ここで確認しておかなければならないのは、接種の対象が限定されていることと、フランスやアメリカ合衆国では、PCRなどの検査の陰性結果という代替処分を認めていることである。したがって、我が国において、1976年以前に、予防接種が義務付けられ、接種しなかった者に刑罰を科すという処分とは大きく異なっているという事実を認識しておく必要がある。ただし、ワクチン接種を受けていない者に対して、何らかの不利益処分が行われるとか、他方で、受けた者に対して褒賞などの利益が与えられることになると、「事実上の義務化」ということにつながるのであるから、その検討が必要となる¹⁰⁾。

(3) ワクチン接種に対する褒賞と不利益

アメリカ合衆国のオハイオ州では、ワクチンを接種した州民5人に抽選で約1億円を贈呈することとし、ニューヨークでは、ワクチン接種者に、公共交通の乗車無料券や動植物園・水族館の入場券などが配布されることが報じられている¹¹⁾。また、2021年7月31日にバイデン大統領は、各州政府に対して、接種した人に100ドル（約1万1千円）を支給することを呼びかけた¹²⁾。また、我が国においても、接種者に対して、バスツアー代金の割引な

9) 東洋経済オンライン2021年7月21日、Le Figaro et AFP, 2021.7.18、フランスの公的インターネットサイト Vie-publique, 2021.7.20を参照した。

10) JJI.COM2021年7月30日、朝日新聞2021年7月31日、ロイター2021年7月30日、The Washington Post, 2021.7.27; Los Angeles Times, 2021.7.29を参照した。

11) 朝日新聞2021年5月13日、5月17日。

12) 朝日新聞2021年7月31日、ロイター2021年7月30日、The Washington Post, 2021.7.27; Los Angeles Times, 2021.7.29。

どの特典を与えることが行われている¹³⁾。

他方では、ワクチンを接種していない者に対して、不利益を与えることによって、ワクチン接種を勧奨しようとする動きもみられる。これは、我が国において種痘が導入された19世紀にも提案されていたことである。当時は、種痘という予防接種は自然に反するものとする有力な反対意見がみられたが、それに対して、種痘を普及させようとする陣営から、次のような提案が行われているのである。すなわち、「種痘済証明書がなければ、公共機関への出入りや各種学校への入学を認めないようにして、公的ないし社会的な関係性からの排除をせまることにより、その子らが牛痘種痘をうけざるをえないように仕向ける」という案である¹⁴⁾。そして、同様のことが、現在では、ワクチン・パスポートという形で出現しているのである。

(4) ワクチン・パスポート

2021年7月26日に、我が国では、ワクチン証明書受け付けが開始されたが、9月の時点では、予防接種証明書の利用は海外渡航に限定されている。また、アメリカ合衆国も同様の制度を採用している¹⁵⁾。27国が参加する欧州連合(EU)は、2021年7月1日に「EU デジタルコロナ証明書」(EU Digital COVID Certificate)の運用を正式に開始した¹⁶⁾。この証明書があれば、EU内の移動には、原則として隔離や検査を課されない。さらに、イタリアでは、一定期間以上の宿泊客を対象に、宿泊代の割引を行うという特典が設けられている¹⁷⁾し、2021年8月6日からは、ワクチン接種証明書の提示がなければ、

13) 朝日新聞2021年6月29日。毎日新聞2021年7月23日社説「ワクチン接種の証明書 差別生まぬ慎重な議論を」でも、「既に一部の自治体や企業は、接種後に発行される証明書を提示した人に対し、地域の買い物に使える割引券を配布するといった特典を設けている」とされている。

14) 香西豊子「種痘という〈衛生〉 近世日本における予防接種の歴史」(東京大学出版会、2019年)464頁。

15) Vaccination certificatesについては、CDC (Centers for Disease Control and Prevention) のホームページ参照。ニューヨークでは予防接種記録カード (Vaccine Record Card) を発行している (ニューヨーク市のホームページ参照)。

16) 朝日新聞夕刊2021年7月26日。

17) 読売新聞2021年7月14日。

飲食店の屋内席やジムの利用を認めないとされている¹⁸⁾ フランスでは、飲食店、百貨店、長距離の公共交通機関（鉄道、バス、航空機）、病院・介護施設などで勤務する者に対して、2021年8月30日から予防接種証明書（公衆衛生パス [passe sanitaire]）提示が求められることになり、提示しない場合は、労働契約を停止又は取消とすることができる、とされている。そして、不提示の場合や、確認の責任のある業者が管理を怠ったときは、罰則が科される¹⁹⁾。

我が国においても、日本経済団体連合会（経団連）は、「ワクチン接種記録（ワクチンパスポート）の早期活用を求める」という提言（以下では経団連提言と略称）を2021年6月24日に公表した²⁰⁾。そこでは、「ワクチンの接種は、コロナ禍において停滞した社会経済活動を正常化させる大きな鍵」であり、「ワクチンパスポートの導入や活用を進めることが重要」であるとされ、施設の「入場時の要件が緩和されたり、さまざまなサービスやキャンペーンが受けられたりするなどの活用方法」—各種割引・特典の付与、優先入場、活動制限の緩和が提案されている。

ここで注意しなければならないのは、接種を受けた者に特典が与えられるということは、非接種者には「特典が与えられない」という不利益が課されるということであるから、「公平性や公正さを著しく欠いていないか、丁寧に検討する必要がある²¹⁾」。

EUの証明書発行の条件は、①ワクチン接種、②検査の陰性、③新型コロナ感染からの回復となっており²²⁾、フランスでも、証明書には、ワクチン接種もしくは48時間以内のPCR、抗原検査の陰性結果が記載されることになっている。したがって、我が国においても、将来、同様のことが検討される

18) 産経新聞2021年7月23日。

19) Vie-publique, 2021.7.20.

20) 経団連のホームページ参照。

21) 前掲・毎日新聞社説（註13）。

22) a person ① has been vaccinated against COVID-19, ② has received a negative test result, ③ has recovered from COVID-19. European Commission, EU Digital COVID Certificate 2021.7.1.

のであれば、接種を証明するだけでなく、EUのような複数の結果が記載できるような形式を採用すべきであろう。

(5) ワクチン・ハラスメント

我が国では、本稿執筆時の2021年7月末の時点で、ワクチンを接種しない人に対する排除やいじめなどが起きている。2021年6月9日に公表された日本弁護士連合会（日弁連）のワクチン予防接種に関する「人権・差別問題ホットライン」の結果によれば、接種をしない場合に、企業から退職を求められる事例のあることや、医療関係の学生に対して、実習の拒否や退寮勧告が行われた事例が報告されている²³⁾。このような事態が生じるのは、ワクチン接種の任意性についての理解が不十分であることが大きな理由であると思われる。このような事態を回避するための対策の検討が急務であろう。

(6) ワクチン接種の得失

先に紹介した厚生労働省の説明では、ワクチン接種は、①接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、②本人が納得した上で判断するもので、本人の同意が必要である、とされているが、「発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆様にお勧めしている」、とも言われている。ここで、国民が自己決定権を行使するときに参考になるのは、インフォームドコンセントの考えである。これは、「同意は、医師が十分な情報と説明を与えたうえで、患者の真意に基づく、納得のいくものであること」を要求するもので、現在の医療の現場において広く普及している原則である。予防接種の場合も、接種を行う側が十分な説明を行い、接種する者が真意に基づいて受けるということになるが、これが達成されていないのではなかろうか。

「接種による感染症予防の効果」というメリットの内容は、①感染を防ぐ

23) 日弁連のホームページ掲載の「新型コロナウイルス・ワクチン予防接種に係る人権・差別問題ホットライン概要まとめ」、弁護士ドットコムニュース2021年6月9日参照。

だけでなく、②重症化を予防することに加えて、③公衆衛生の見地から、他人への感染を防止することが挙げられる。今回の新型コロナの場合は、高齢者の重症化が問題とされ、若年者については、その感染率が低いか、感染性しても無症状ないし軽症であるところから、高齢者から優先的に接種が行われたのであり、高齢者の場合は、ワクチン接種のメリットが大きいので、接種率が高くなったが、次は、若年者の接種率の低いことが問題となってくる。若年者の場合は、前記の①と②というメリットは少ないので、③の公衆衛生の見地が重視されるべきであるが、この観点は、我が国では普及していないように思われる。

また、デメリットとされる副反応についても、「それを上回るメリットがある」とされるだけでは、接種者の納得を得るのには不十分であるのは明らかである。副反応の実態を正確かつ明確に伝える努力がさらに必要とされるであろうし、さらに、若年者の場合は、後遺症に対する心配が大きいと思われるので、その治療実績なども積極的に公開していく必要がある。

以上のことは、上に紹介した各種のアンケート調査からも明らかであるが、以下では、その中で、重要でありながら十分に論じられていない「公衆衛生」の問題を取り上げたい。

(7) 公衆衛生

公衆衛生とは、「コミュニティ（地域社会）の組織的な努力によって、疾病を予防し、寿命を延長し、保健と有効性の増進（promoting health and efficiency）をはかる科学・技術である²⁴⁾」。イギリスでは、1848年に公衆衛生法（Public Health Act）が制定されており、現在でも、国家の責任として、「国を公衆衛生の危険から防御すること」が挙げられている²⁵⁾。

また、その目的の一つは社会の防衛ということであり、そのことは、我が

24) 内藤通孝「公衆衛生学入門 [第5版]」（昭和堂、2020年）2頁、中澤港「公衆衛生学」（山口県立大学看護学部ホームページ）参照。

25) Public Health Englandのホームページ参照。多田羅浩三「公衆衛生の論点 その記録」（左右社、2019年）470頁以下参照。

国の判例においても示されている。すなわち、「予防接種が義務付けられているのは、主として、一定割合以上の住民が予防接種を受けていれば、それが伝染病の発生及び蔓延の防止にとって大きな効果があるという、社会防衛の見地に由来するものであるということができ²⁶⁾」。もっとも、ワクチン接種については、「疾病のまん延性、治療方法、ならびにワクチンの効用、副作用等々の点において相違があり、それによって、強制の度合いが異なってもしかるべきであろう。ことに、一定の障害者の発生することが予見しうる場合に、たんに社会防衛の見地からのみ強制性を論拠づけることはできない²⁷⁾」というのも事実である。

我が国においては、強制予防接種による大きな被害が発生したこともあり、前述のように、1976年に、予防接種を受ける義務等違反に対する罰則規定は削除され、現在の「努力義務」となったわけであるが、公衆衛生の思想そのものが否定されたのではないことは言うまでもない。ワクチン接種によって集団免疫をつけ、感染症の発生とまん延を防ぐとともに、「予防接種を受けることができない人々や一度は予防接種をうけたものの抗体を失った人々をも感染症から守ろうとする²⁸⁾」のは有意義なことである。各国の首脳が同様のことを述べているのも当然であろう。「実際に、ワクチン接種を受けなければ、自分自身と、自分の家族と職場の同僚に問題を起こすことになる」(アメリカ合衆国)、「自分と家族を守るため、全てのイタリア人が直ちに接種を受ける必要がある」(イタリア)、「若い世代の方々にも、みずからの健康を守るため、そして大切な家族や友人を守るため、ぜひとも接種にご協力いただくようお願いする」(日本)²⁹⁾ などである。中でも、とくにフランス大統領の発言は注目に値する。彼は、2021年7月に仏領ポリネシアを訪問し、演

26) 福岡高判平成5年8月10日判時1471号31頁。

27) 下山瑛二「医療の強制と人権」加藤一郎・森島昭夫編「医療と人権」(有斐閣、1984年) 340頁。

28) 河嶋春菜「憲法における公衆衛生・健康・身体—フランスにおける予防接種義務を素材に—」同志社法学72巻4号(2020年) 496-497頁。

29) Los Angeles Times, 2021.7.29、産経新聞2021年7月23日(イタリア)、NHK NEWS WEB 2021年7月30日(首相記者会見)。

説の中で、ポリネシアでのワクチン接種率が低いことに触れて、以下のように述べた。

「平穏な場合、他人を尊重する場合は、表現の自由がある。しかし、負担のない自由は存在しない。そして自由は、相互の義務感に基づいている。…明日に、あなたがあなたの両親や私を感染させるとすれば、私はあなたの自由の被害者である。あなた（の治療）を引き受け、他人（の治療）を断念するというのは、まったく利己的である。それは『自由』ではない。無責任、エゴイズムである³⁰⁾」。

このような発言が登場する背景には、公衆衛生に関する理解の相違があるように思われる。フランスでは、「必要に応じて公共的観点から国民の健康の向上増進のために適切な規制を行うこと」は国家の義務と考えられている³¹⁾。今回の新型コロナのまん延についても、フランスは、「公衆衛生の非常事態」(l'état d'urgence sanitaire) と捉えている。また、献血についても、「フランスでは極めて一般的な行為であり、また、学校でも献血に対する啓もう教育が盛んである」とされている³²⁾。この考えを支えているのは、利他主義というものであろう。利他主義 (altruism) とは、利己主義 (エゴイズム) の対概念として唱えられたもので、他人を思いやることが核となっている³³⁾。フランス大統領の発言は、このことを意識したものと考えられる。もっとも、フランスでは、1902年から予防接種の義務は法定されているけれども、ワクチン接種義務違反に対する罰則は2017年に削除されている。このこ

30) Le monde avec AFP, 2021.7.25, <https://www.lemonde.fr> ; FarNewsAgency, 2021.7.26., <https://www.farnews.ir>, 朝日新聞2021年7月27日参照。

31) 河島春菜・前掲論文(註28) 506頁。

32) 今井竜也「献血におけるサンクションとインセンティブ—血液政策・供血システム転換の可能性と必要性」保健医療社会学論集17巻1号(2006年) 56頁。

33) オーギュスト・コントが Cours de philosophi positive の中で用いた造語。vivre pour autrui(他人のために生きる)を信条とする(白水社「仏和大辞典(1981年)」)。詳しくは、Angèle Kremer-Marietti, Auguste Comte et la science sociale, in Auguste Comte, La science sociale, Gallimard, 1972, p.23, E.O. ウィルソン「人間の本性について」(岸由二訳)(思索社、1980年[ちくま学芸文庫、1997年]) 219頁以下、ジャック・アタリ「命の経済」(林昌宏、坪子理美訳)(プレジデント社、2020年)など参照。

とについて、「立法者は、予防接種が健康保護のために必要であり、義務が効果的な手段であり続けると考えた一方、義務付けの態様については、国民の自主性を促すしくみへと合理化を図ったといえる」という評価がみられる³⁴⁾。

先に述べたように、予防接種には、副反応があり、甚大な被害をもたらすおそれがある。また、今回の新型コロナの場合は、若年者の感染と重症化の割合は低いので、若年者には接種のメリットは少ないのであるから、自分の家族、友人から始まって、最終的には社会全体を防衛するために接種を受けるということになれば、接種を義務として強制することはありえないことになる。では、どのような方法で、ワクチン接種を勧奨していけばよいのであろうか。問題は、国民全体の保護と個人の利益を制限することのバランスを図ることにあると考えられる。そこで、以下では、そのことについて、若干の検討を行いたい。

4. ワクチン接種勧奨の方策

(1) 利点の周知に向けた広報

当然のことながら、ワクチンを接種することによるメリットを明確にし、デメリットを可能な限り削減することが一番の方策である。メリットとしては、前述のように、第1に、自分が感染するのを防ぐことと、感染した場合の重症化を回避することが挙げられる。また、後遺症の軽減も期待できる。第2に、家族や友人などを初めとして周囲の人への感染防止も大きな利点である。ただし、この点については、上に述べた利他主義の普及が大きな課題となる、遺憾なことに、我が国では、そのような教育が十分に行われてきたとは言い難いので早急な効果は期待できないかもしれない。しかしながら、

34) 河島春菜・前掲論文(註28)498頁。

これは極めて重大な課題であるから、遅ればせではあるが、1日も早く、「利他主義と思いやりに訴えること」を開始すべきである³⁵⁾。我が国においても、経団連は、「国民の間でワクチン接種が自分のみならず、社会を守ることに繋がるという公衆衛生に係る意識醸成を進める」ことを提言している³⁶⁾。

第3に、外国で見られるような報奨制度が考えられる。これは、自己決定権の観点から見ると、基本的には好ましいものではない。そのことは、インフォームドコンセントを考えれば自明のことである。治療方法の選択を行うときに、金銭的な利益を与えて誘導するということは考えられないことである。とはいえ、社会の防衛が関わっているということになれば、完全に否定することはできないと思われる。たとえば、先に触れた「献血」について、かつては売血が行われ、その弊害が問題になったところから、現在では、「善意と無償」ということになっており、我が国では、献血者に対して、図書券などの金券の提供も禁止されている。しかし、外国の例を見ると、「ささやかな御礼」という形での褒賞を認めているところも散見される³⁷⁾。したがって、自己決定権の行使に大きな影響を与えないものであれば、公平性と公正さに配慮した方法を検討する余地は十分にあると思われる。何よりも、現状では、自治体や企業で接種者に対する褒賞を自由に決定しているということになっているので、早急に基準を設定する必要があるだろう。ワクチン証明書の活用を訴える人たちも、「非接種者への不利益な取り扱いに繋がらないよう、合理的な配慮を行う³⁸⁾」とされているのであるから、具体的な方策を迅速に提示すべきであると思われる。

(2) 副反応などに対する情報公開と説明

先に紹介した意識調査からも明らかなように、多くの国民は、ワクチンの

35) Jill Suttie, Five ways to respond to people who don't want the covid-19 vaccine, Greater Good Magazine, May 26, 2021.

36) 経団連提言（註20）9頁。

37) 今井竜也・前掲論文（註32）59頁以下参照。

38) 経団連提言（註20）3頁。

安全性や副反応、有効性について不安を感じているのであるから、これらを克服することが肝要であろう。そのためには何よりも正確かつ十分な情報の公開が必要とされよう。TV、新聞、雑誌などのメディアや、インターネットの活用をさらに促進することに加えて、それ以外の新たな情報伝達の方法を考案することも重要であろう。また、情報の内容に関しても、国民の望む情報は状況に応じて変化していくので、それに対応した修正が要求される。適切な情報の迅速な提供という重大な課題の解決を目指した努力が続けられるべきであろう。

また、情報の提供の際には分かりやすい説明・解説が不可欠であるが、この間の政府の対応は不十分であるといわざるをえない。その改善を図るために実行すべきこととして、ここでは、①法の支配、②有識者の役割、③政治手法の3点を取り上げたい。

第1に、「法の支配」とは、適正な法と法執行によるものであるが、2021年2月に短期間で実行された感染症法および新型インフルエンザ特措法の改正は極めて不十分なものであった。過料という、一般国民に馴染みのない制裁を設けたために、その法執行に混乱が生じてしまった。過料を科される手続や対象、金額なども国民には公開されないのであるから、法規制に従わない店舗が続出することになったので、国民の法に対する信頼は失われてしまったといつてよいであろう³⁹⁾。さらに、2021年7月には、まん延防止のための要請に応じない飲食店に対して、担当大臣が酒類販売事業者や金融機関からの働きかけを求めたが撤回するという事態が生じた。その法的根拠や違反行為に対する罰則が示されることもなく、数日で提案を撤回するという行動を見ても、「適正な法を制定して、それを適切に運用する」という姿勢は見

39) 罰則について、詳しくは、拙稿「特措法・感染症法の改正—罰則の検討を中心として—」同志社法学73巻1号(2021年)1頁以下参照。1920年代のアメリカ合衆国における禁酒法を巡るトラブルを参照すれば、法の支配の必要性が理解できるであろう。禁酒法に対して、不法な「もぐり酒場」が登場し、多くの国民が法を無視するようになり、法の権威が大きく揺らぐことになったのである。岡本勝「禁酒法『酒のない社会』の実験」(講談社、1996年)182頁参照。

40) 「法の支配」については、戒能通広・竹村和也「イギリス法入門」(法律文化社、2018年)119頁。高柳賢三「英米法の基礎」(有斐閣、1954年)145,158頁参照。V. Montesquieu, *De l'Esprit*

られない⁴⁰⁾。これでは、国民に納得のいく説明を行うことは困難であろう。

第2の有識者の役割については、有識者会議の運用を取り上げたい。2012年の新型インフルエンザ特措法制定後に、有識者会議が設置され、筆者も6年間委員を務めたが、今回の場合は、ほとんど開催されていない。創立当時の構成員を見ると、総勢26名のうち感染症の専門家などの医療関係者が11名、研究者4名（都市工学、公衆衛生・リスクコミュニケーション、法律学2）、ジャーナリスト3名、地方自治体の首長3名、弁護士、エコノミスト、経団連、連合、自衛隊前統合幕僚長となっており、多種多様な専門家を集めていたことが判明する。それに対して、現在の分科会16名の委員の内訳は、医療関係者8名、研究者（経済学2）、ジャーナリスト、知事、弁護士、ヘルスケアコミュニケーション、連合、経済界となっており、研究者が経済学だけになり、ジャーナリストと首長の減員が特徴となっている。つまり、法、危機管理、報道、市町村の軽視ということが示されており、そのことが、説明の不備につながっていると思われる。

第3の政治手法については、2013年以降の政権の運営を見れば明らかである。新型コロナ対策についても、明確な法的根拠もなく、首相が小中高校の臨時休校を要請した後に、布マスクを全世界帯に配布し、さらに、金融機関や酒類販売業者に飲食店の酒類提供自粛に関する要請を行うなど、法の軽視が顕著である。また、立法に際しても、杜撰なものが散見される。「法の適正手続」という観点は著しく後退している。問題なのは、政治思想ではなく政治手法である。それが、ワクチン接種においても如実に現れているといつてよいであろう。ワクチン接種が感染抑止の最大の鍵であるとして、政府は接種の増進に注力しているが、対策全体についての原理・原則に欠け、総合的な計画は明示されていない。ワクチン接種を希望する者は、外国の例を見ても、全国民の3分の2程度に留まるであろう。そこから、さらに接種者を増加させると同時に、未接種者に対する差別などが生じないような対策を講じ

des Lois, 1748 (Garnier, 1973), p.177. 拙稿「新型インフルエンザ特措法と自治体」月刊自治研 2020年9月号52頁以下、前掲拙稿（註39）25頁以下参照。

る必要があるのは明白であるが、本稿執筆時の7月末の時点では、ワクチン接種を進めるのに手一杯で、希望者全員が接種を完了した後の中長期的なプランは示されていない。この段階では遅きに失するとはいえ、法、危機管理、報道、市町村の役割の見直しを早急に行い、適切な説明が行われることを切に望みたい。

5. おわりに

政府は、ワクチン接種が新型コロナまん延防止の切り札と考え、接種の拡大に躍起となっている。しかし、法の立場は、「接種は任意」であるから、接種の強制はできない。そこで、「接種は勧めるが、最終的には国民各自が決定する」ということになる。熟慮を重ねて、納得のいく合理的な判断を行えると思える者はよいが、それ以外の人は、困難な決定を迫られることになっている。本稿では、ワクチン接種は、国民の自己決定に基づくものであるから、強制できないという立場に立ったうえで、現実には、公衆衛生という見地からワクチン接種を推奨する方向を模索してみた。世界各国において、ワクチン接種を広げて、新型コロナを克服しようという試みが繰り返されているが、期待通りの結果が出ないところから、自己決定権の侵害につながりかねない政策が提案されるに至っている。新型コロナのまん延は長期に及び、世界に苛立ちが広がっているのは事実であるが、こういう時こそ、冷静に、合理的な判断を導く必要がある。本稿の目的は、ワクチン接種を強制することなく、また事実上の義務化をすることなく、ワクチン接種を拡大するための方策を追求することであった。そして、最終的には、自己決定権の行使として、ワクチン接種の忌避は認められるべきであるから、忌避した場合の救済策や誹謗・中傷の防止を考える必要がある。極端な政策に走ることなく、多く人が納得する政策を提案することは容易ではないが、そのための道具や手続を整備することを始めなければならない。そのための法の役割を検討することは重要な課題であろう。